

令和5年度 特別支援学校給食費補助事業のお知らせ（都立用）

品川区では、都立特別支援学校に通われているお子様の保護者の方の経済的負担を軽減するため、学校給食費相当の補助金を支給します。補助金の支給を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、品川区教育委員会事務局学務課にご申請ください（希望しない方は、手続不要です。）。※国立・私立に在籍の方は、別途国立・私立用のお知らせをご覧ください。

記

【対象】

下記(1)～(3)のすべてに当てはまる保護者の方

- (1) お子様・保護者の方ともに、品川区に住民登録があること
- (2) お子様か、令和5年度に東京都立特別支援学校に在籍すること
- (3) 東京都就学奨励事業、生活保護など他の事業による学校給食費全額の支給認定を受けていないこと

⇒他制度から給食費を受給する方は、本事業では支給対象外となります。

【例】東京都就学奨励事業：「Ⅰ段階」、「施設」等は、支給対象外
「Ⅱ段階」は、給食費相当の残り半分を支給
生活保護の教育扶助：受給中の方は、支給対象外

※ 所得制限はありません。

【支給額】

令和5年度の学校給食費相当額

※ 今年度中に品川区外への転出、転校などをした場合は、品川区在住期間・特別支援学校在籍期間に応じ、金額が変更となります。

【申請受付期限】

令和6年2月15日（木） ※期限を過ぎると受け付けられません。

【申請方法】

受給希望の方は、下記(1)または(2)のどちらかの方法で申請してください。

(1) 紙の申請書を提出する場合

下記の書類を品川区教育委員会事務局学務課に郵送またはご持参ください。

提出書類

《必須》

- ① （都立用）令和5年度特別支援学校給食費補助申請書兼口座振込依頼書
※ 区ホームページ (<https://tinyurl.com/2p83ey6k>) に掲載しています。
- ② 令和5年度東京都就学奨励事業支弁区分決定通知書のコピー
- ③ 振込先口座の通帳等のコピー

裏面もご覧ください。

- ④ 申請者本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）のコピー
《該当者のみ》
- ⑤ 今年度、他の補助金等により給食費を受給している方
：その補助金の支給/免除内容が確認できる書類（支給決定通知書等）のコピー
- ⑥ 住民基本台帳・生活保護の受給状況に関する情報の閲覧に同意しない方
：住民票（必須）および令和5年度の課税証明書または生活保護受給証明書（どちらか1つ）※いずれも発行から3カ月以内のものに限ります。

提出方法

- ① 郵送（令和6年2月15日（木）消印有効）
- ② 学務課窓口（品川区役所第二庁舎7階）にご持参
※ 地域センターなどでは受け付けられません。

(2) 品川区電子申請サービスを利用する場合

品川区ホームページから、電子申請サービスを利用し、申請してください。なお、申請時、上記「(1)紙の申請書を提出する場合」の「提出書類」と同様の書類の画像データを添付する必要があります。

申請の際は、品川区電子申請サービス>手続き申込>検索キーワード「給食費」と検索>「(都立用)特別支援学校給食費補助申請書兼口座振替依頼書」により申請してください。

申請書ダウンロードはこちら

(品川区公式ホームページ「特別支援学校給食費補助事業について(都立向け)」)



電子申請はこちら

(品川区電子申請サービス「手続き申込」)



【留意事項】

- (1) 生活保護、東京都就学奨励事業などにより、今年度すでに給食費全額の補助を受けることが決まっている方は、支給対象外となります。
- (2) 東京都の実施する「令和5年度就学奨励事業」の支弁区分決定通知書は、必ずご提出ください。添付がされていないと、判定ができず、支給が認められません。

問合せ先

品川区教育委員会事務局 学務課学事係
〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所第二庁舎7階
電話番号 03-5742-6828（直通）
FAX 番号 03-5742-0180
受付時間 8：30～17：00（土日祝を除く。）